

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部との  
災害応急対策に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、寒川町内に地震、風水害その他による災害(武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。)が発生した場合において、寒川町(以下「甲」という。)が社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部(以下「乙」という。)に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務で、かつ乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力すること。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(手続)

第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 協力内容
- (3) 場所
- (4) 人員
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した人員
- (2) 場所
- (3) 時間
- (4) 協力内容
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前の適正な価格とする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、原則としてその賠償の責に負うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務の従事中の者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号)を準用するものとする。

ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免れる。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は寒川町防災安全課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月13日

甲 寒川町宮山165番地  
寒川町

寒川町長 山上貞夫



乙 茅ヶ崎市円蔵1307番地  
社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部

支部長 栗栖秀之